

歯科材料 9 歯科用研削材料

一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー 16670000

S. S. ホワイトダイヤモンドバー

【形状・構造及び原理等】

- ・刃部：ダイヤモンド粒子
- ・刃部形態は品目ごとに異なる
- ・シャンク：鋼

【使用目的又は効果】

歯牙や骨等の硬組織及び補綴物等を研削する。

【使用方法等】

本材を歯科用ハンドピース等に装着し、通法により使用する。

再使用の際には速やかに汚れを除去し滅菌又は、消毒を行う。

清掃液・消毒剤・滅菌器については各製造業者の指示に従い正しく使用する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- ・ハンドピースメーカーの指示に従いシャンクを確実に奥まで挿入し半チャックで使わないこと。
- ・予め口腔外でバーを回転させブレがないことを確認すること
- ・摩耗したチャックやベアリングはバーの脱落・緩み・芯ぶれを招き破折等を起こす恐れがあるのでハンドピースの点検も行うこと。
- ・刃部が細く・長く・大きい形状の物は変形する事があるので無理な角度や過度の加圧での使用を避けること。
- ・注水下(50ml/分以上)で、フェザータッチで断続的に使用する事。

【使用上の注意】

- ・包装に表示されている、許容回転数を守ること。
- ・目の損傷を防ぐ為保護眼鏡等を使用すること。
- ・切削部位にバーを当てた状態で回転を始めないこと。
- ・切削中異常を感じたらバーを交換して異常が無いことを確認してから治療を再開すること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管の条件】

- ・洗浄、消毒、滅菌後乾燥させ、湿気・薬品の蒸気を避け保管すること。
- ・摩耗、劣化、損傷、変形、錆等が発生したら使用限界とする。

【保守・点検に係る事項】

洗浄・消毒・滅菌上の注意

- ・使用後は、バーブラシ、超音波洗浄器、清掃液を用いて速やかに付着物を除去すること。
- ・高圧蒸気滅菌(121℃/20分以上又は135℃/3分以上)を行うこと。
- ・滅菌装置を使用する際には、製造業者の取扱説明書に従うこと。
- ・過酸化水素溶液に触れさせないこと。

- ・薬液による洗浄、消毒を行う場合には薬剤の添付文書に記載された使用上の注意を守ること。

- ・洗浄・消毒・滅菌後は錆・シミ防止の為十分に乾燥させること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社新協

住所：東京都新宿区筑土八幡町 6-5

製造業者：S.S.ホワイト社 (S.S.WhiteBrus,Inc.)

国名：アメリカ(U.S.A.)